令和８年（フ）第１５５号
北海道帯広市東４条南22丁目10番地１
債務者　須口　琉愛（旧姓後藤）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１５７号
北海道帯広市西16条南５丁目26番６号　あすなろ壱番館１－Ｂ
債務者　江口　恵太
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第５０号
山形県鶴岡市山王町10番43号
債務者　児玉麻理子
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第３１１号
静岡県沼津市石川282番地の４　第一のぼりマンション110
債務者　髙木　悠也
１　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４０２号
愛知県西尾市中畑町向野20番地４　レジデンスペティ202号室
債務者　三河　健太
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４２２号
愛知県岡崎市伊賀町字５丁目118番地３
債務者　松田貴与枝
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３４号
愛知県岡崎市大西町字仁田６番地１　シャトー岡崎Ⅱ番館　904、前住所愛知県岡崎市井田町３丁目91番地２　ネオシティ岡崎1303
債務者　村上万津子
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９８号
香川県東かがわ市三本松218番地１
債務者　杉山　　茂
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２５５号
東京都福生市武蔵野台二丁目11番地９ヴェルデビア303号室
債務者　江口　　隆
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１０号
東京都羽村市神明台三丁目23番地１都営神明台３丁目アパート６－503
債務者　岩本美佐惠
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３１５号
東京都東村山市久米川町１丁目10番地１久米川町１丁目アパート２－203
債務者　安藤　良輔
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４６号
東京都西東京市芝久保町５丁目４番48号２－403
債務者　原　　智美
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３４８号
東京都武蔵野市吉祥寺東町３丁目１番23－306号サンパレス吉祥寺
債務者　大崎　正覚
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３６３号
東京都八王子市西寺方町674番地７グリーンハイツ小田野102号
債務者　大竹　優介
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９４号
香川県丸亀市津森町76番地２、前住所香川県丸亀市川西町南甲229番地１グリーンヒルズ香川Ｃ棟202号
債務者　足立　奏美（旧姓田中）
１　決定年月日時　令和８年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第２６９号
岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町20番地49
債務者　福田亜希子
１　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月30日まで
岐阜地方裁判所